

# 第3期東金市障害福祉計画

平成24年3月

東金市



## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間及び見直しの時期	3
第2章 障害者自立支援法について	4
1 障害者自立支援法の特徴	4
2 障害者等に対する福祉サービス	5
3 障害者施策の動向	6
第3章 計画の基本方針	7
1 計画の基本理念	7
2 計画の基本的視点	7
第4章 第2期計画の実績について	9
1 訪問系サービスの利用実績	9
2 日中活動系サービスの利用実績	9
3 居宅系サービスの利用実績	11
(1) 施設入所サービスの利用実績	11
(2) グループホーム・ケアホームの利用実績	12
4 指定相談支援の利用実績	12
5 地域生活支援事業の利用実績	13
(1) 相談支援事業	13
(2) コミュニケーション支援事業	13
(3) 日常生活用具給付事業	14
(4) 移動支援事業	14
(5) 地域活動支援センター（機能強化）事業	15
(6) その他の事業	15
第5章 障害福祉サービス等の充実による 地域移行・就労移行等の目標	16
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	16
2 福祉施設から一般就労への移行	17

第6章 障害福祉サービス・相談支援のサービス見込量と	
その確保のための方策	19
1 指定障害福祉サービス・指定相談支援の見込量	19
(1) 訪問系サービス	20
(2) 日中活動系サービス	21
(3) 居住系サービス	25
(4) 相談支援	26
2 サービスを確保するための方策	27
(1) 訪問系サービス	27
(2) 日中活動系サービス	27
(3) 居住系サービス	27
(4) 相談支援	28
第7章 地域生活支援事業	29
1 概要	29
2 事業の種類	29
3 各事業のサービス見込量とその確保のための方策	30
(1) 相談支援事業	30
(2) 成年後見制度利用支援事業	31
(3) コミュニケーション支援事業	31
(4) 日常生活用具給付事業	31
(5) 移動支援事業	32
(6) 地域活動支援センター（機能強化）事業	32
(7) その他の地域生活支援事業	33
第8章 計画の推進のために	35
1 計画達成状況の点検及び評価	35
2 関係機関等との連携	35

資料編

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

東金市では、平成13年3月に「東金市障害者計画」を策定し、人と人とのふれあい、自然とのふれあいを大切にした人づくり・地域づくりを通して、市民一人ひとりが安心して安全に、いきいきと暮らせるまちづくりを目指すため、各種の障害者施策を推進してきました。平成23年3月には、「第2期東金市障害者計画」を策定し、『障害のある人もない人もぬくもりの地域で共に暮らせるまちづくり』という理念のもとに、障害のある人もない人も共に愛着のある東金市で暮らせるように、障害のある人を支える施策・事業の推進を図るとともに、市民と協働してぬくもりのある地域づくりに取り組んでいます。

また、平成19年3月に「東金市障害福祉計画（以下、「第1期計画」という。）」を、平成21年3月に「第2期障害福祉計画（以下、「第2期計画」という。）」をそれぞれ策定し、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、地域生活支援事業、相談支援の提供体制の確保に努めてきました。

国においては、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、障害者自立支援法等の一部改正が行われました。この改正により、利用者負担の応益負担から応能負担への見直し、発達障害を障害者自立支援法の対象とすることの明確化、基幹相談支援センターの設置など相談支援体制の充実、放課後等デイサービスの創設などの障害児支援の強化、同行援護の創設など地域での自立生活のための支援の充実などが行われることになりました。

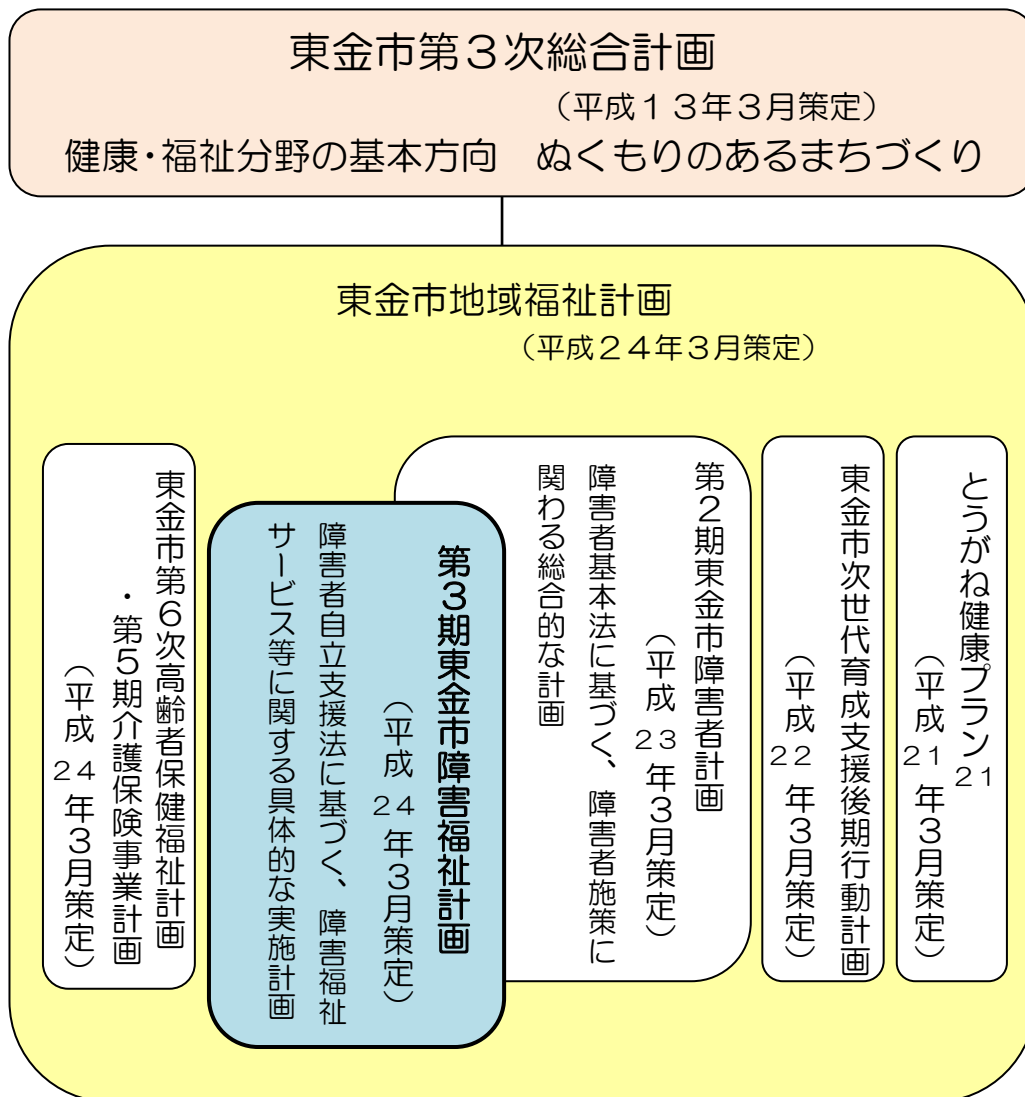
「第3期東金市障害福祉計画（以下、「第3期計画」という。）」は、このような国の動向や本市の状況を十分に踏まえつつ、平成23年度で計画期間を終える第2期計画の達成状況を検証した上で、障害者施策のなお一層の充実を目指して、障害福祉サービス等の具体的な数値目標とその達成方策を明らかにするために策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条の規定に基づき策定が義務付けられた法定の計画で、本市市政運営の最上位計画である「東金市第3次総合計画」における部門別の計画である「第2期東金市障害者計画」に定めた各種障害者施策のうち障害福祉サービス等に関する具体的な実施計画と位置づけられます。

また、本計画は、「東金市地域福祉計画」「東金市第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」「東金市次世代育成支援後期行動計画」「とうがね健康プラン21」など市の他の保健福祉施策に関する計画とも整合性をとりながら推進していくものとしてします。

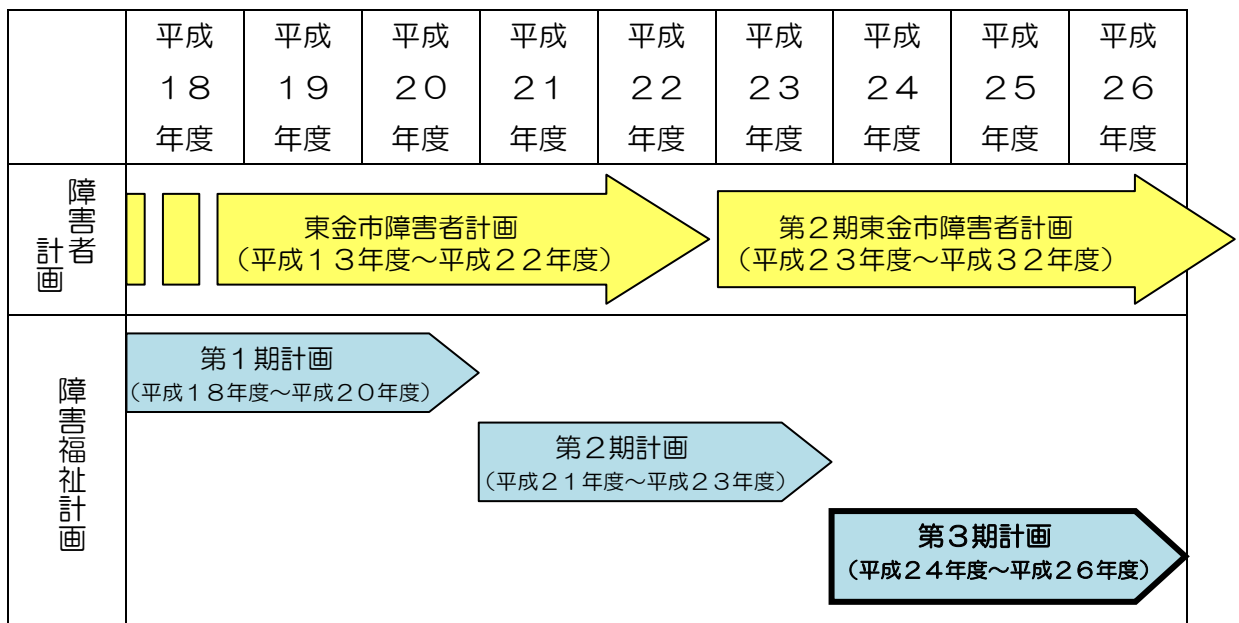
### 障害福祉計画の位置づけ



### 3 計画の期間及び見直しの時期

本計画は、第2期計画の実績を踏まえて必要な見直しを行い、平成24年度から平成26年度までの3年間で計画期間として策定します。

ただし、国が障害者自立支援法を平成25年8月までに廃止し、障害者総合福祉法（仮称）の制定を目指していることから、本計画は法改正の状況に応じ、計画期間中に計画を見直すなど必要な措置を講ずることとします。

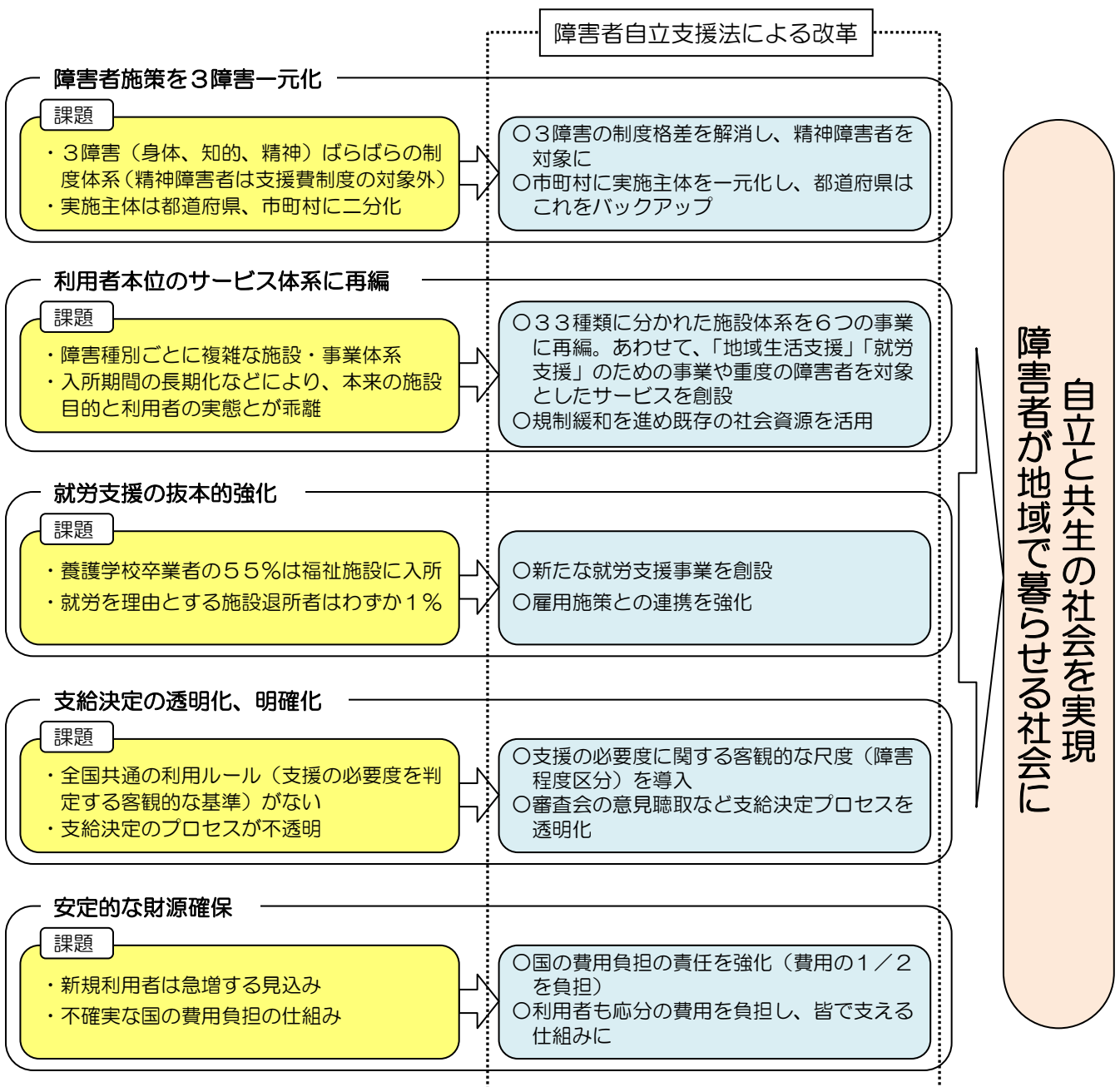


# 第2章 障害者自立支援法について

## 1 障害者自立支援法の特徴

障害者基本法の理念を継承した上で、「障害者が地域で暮らせる社会」「自立と共生の社会」の実現を目指し、また支援費制度が抱えていた課題を解決するために障害者自立支援法が制定されました。

### 「障害者自立支援法」の特徴





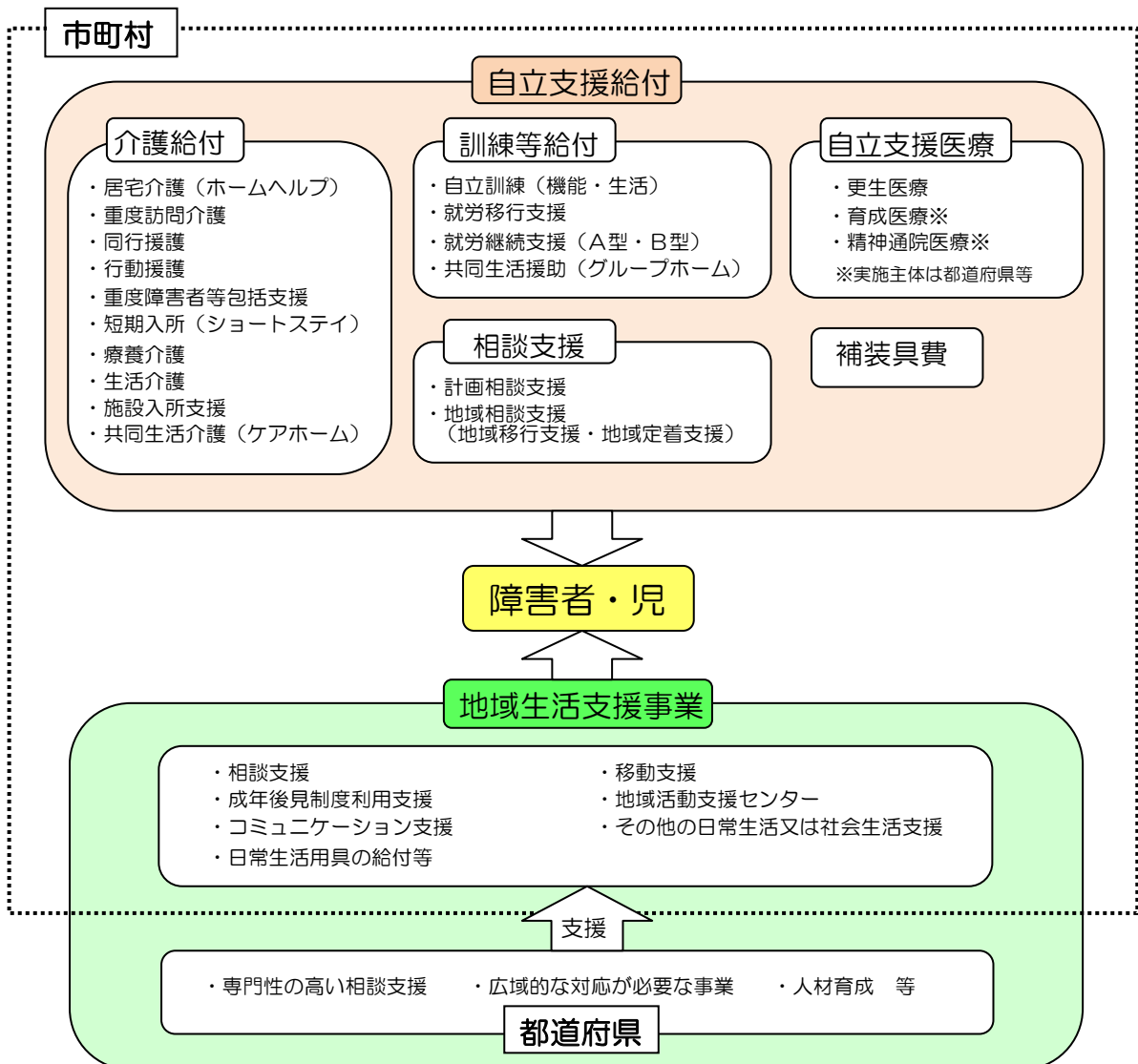
## 2 障害者等に対する福祉サービス

障害者自立支援法による障害者等に対する福祉サービスは、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の実情に応じて市町村が独自に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、自立した生活を支援するためのケアマネジメントを行う「相談支援」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入又は修理する費用を支給する「補装具費の支給」に分けられます。

「地域生活支援事業」は、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の6つの必須事業と地域の実情に応じて市町村の判断により実施する事業があります。

### 障害者等に対する福祉サービスの体系



### 3 障害者施策の動向

国では、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置し、障害者基本法の改正、障害者自立支援法に替わる「障害者総合福祉法（仮称）」や障がいを理由とする差別の禁止に関する法制の制定など、障害者権利条約を批准するための国内法の整備を始めとする障害者制度の抜本的な改革が進められています。

平成22年12月には、「障害者総合福祉法（仮称）」制定までのつなぎ法として、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、障害者自立支援法や児童福祉法などの一部が改正されました。

#### 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の概要

- ① **利用者負担の見直し**（平成24年4月1日施行予定）
  - －利用者負担について、応能負担を原則に
  - －障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
- ② **障害者の範囲の見直し**（平成22年12月10日施行）
  - －発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- ③ **相談支援の充実**（平成24年4月1日施行予定）
  - －相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置づけ、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
  - －支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
- ④ **障害児支援の強化**（平成24年4月1日施行予定）
  - －児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へなど）
  - －放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
  - －在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）
- ⑤ **地域における自立した生活のための支援の充実**（平成23年10月1日施行）
  - －グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
  - －重度の視覚障害者の移動を支援するサービス（同行援護）の創設

## 第3章 計画の基本方針

### 1 計画の基本理念

東金市においては、「東金市第3次総合計画」で定めた健康・福祉分野の基本方向である“ぬくもりのあるまちづくり”の実現を図るため、「第2期東金市障害者計画」に掲げた次の理念に基づいて、各種の障害者福祉施策を推進しています。

**障害のある人もない人もぬくもりの地域で共に暮らせるまちづくり**

本計画においても、「第2期東金市障害者計画」の理念を共有し、計画の推進を図るものとします。

### 2 計画の基本的視点

本計画の策定にあたり、「第2期東金市障害者計画」の理念のもと、障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、次に掲げる点に配慮するものとします。

#### ○ 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の充実に努めていきます。

#### ○ 利用者本位のサービス体系の構築

これまで障害種別ごとに分かれていた制度が一元化され、障害福祉サービスが市町村を基本とする仕組みに統一されたことから、障害種別間の格差是正及びサービス水準の向上という観点に立ち、利用者が真に必要なサービスを受けることができるようなサービス体系の構築に努めていきます。

○ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源の活用に努めます。

## 第4章 第2期計画の実績について

第2期計画の期間（平成21年度～平成23年度）の障害福祉サービス及び地域生活支援事業の実績は次のとおりです。

### 1 訪問系サービスの利用実績

#### 訪問系サービスの利用実績

			平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
居宅介護 重度訪問介護	計画	時間/月	780	880	980
		実人/月	33	38	43
行動援護 重度障害者等包括支援	実績	時間/月	664.5	965.5	757.5
		実人/月	34	49	51

・利用者数は、計画値を上回る増加傾向を示しており、今後も同様に増加することが見込まれます。

・利用時間は、平成22年度は計画値を上回りましたが、平成21年度と平成23年度は計画値を下回る結果となっています。

### 2 日中活動系サービスの利用実績

#### 日中活動系サービスの利用実績

			平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
生活介護	計画	延人日/月	770	990	1,430
		実人/月	35	45	65
	実績	延人日/月	723	796	1,269
		実人/月	40	43	63
療養介護	計画	延人日/月	0	0	91
		実人/月	0	0	3
	実績	延人日/月	0	0	0
		実人/月	0	0	0

児童デイサービス	計画	延人日/月	550	550	550
		実人/月	70	70	70
	実績	延人日/月	445	498	461
		実人/月	61	58	65
短期入所	計画	延人日/月	150	150	150
		実人/月	10	10	10
	実績	延人日/月	135	191	221
		実人/月	13	18	20
自立訓練 (機能訓練)	計画	延人日/月	30	30	45
		実人/月	2	2	3
	実績	延人日/月	58	41	53
		実人/月	4	3	3
自立訓練 (生活訓練)	計画	延人日/月	54	54	90
		実人/月	3	3	5
	実績	延人日/月	33	76	50
		実人/月	2	6	4
就労移行支援	計画	延人日/月	92	138	184
		実人/月	4	6	8
	実績	延人日/月	132	318	313
		実人/月	7	15	20
就労継続支援 (A型)	計画	延人日/月	0	0	0
		実人/月	0	0	0
	実績	延人日/月	0	0	0
		実人/月	0	0	0
就労継続支援 (B型)	計画	延人日/月	700	800	900
		実人/月	35	40	45
	実績	延人日/月	719	767	837
		実人/月	39	42	48

・生活介護については、利用日数、利用者数ともに増加しています。利用者数は、おおむね計画通りですが、利用日数は、計画よりは緩やかな増加傾向となっています。実績が平成21年度から平成23年度までの3年間で大幅に増加したのは、旧体系入所施設の新体系への移行（平成23年度末が移行期限）が進んだことが主な要因と考えられるため、今後は緩やかな増加傾向で推移していくものと予測されます。

・療養介護については、平成21年度以降利用者がいませんでした。

・児童デイサービスについては、ほぼ横ばいで推移していますが、利用者数、利用日数ともに計画値よりも下回る結果となっています。平成24年度以降については、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援に移行されます。

・短期入所については、ほぼ横ばいで推移していくと見込みでしたが、利用者数、利用日数ともに増加傾向となっています。

・自立訓練（機能訓練）については、利用日数、利用者数ともにほぼ横ばいで、計画値を上回る結果となっています。

・自立訓練（生活訓練）については、一人当たりの利用日数を18日／月で見込んでいたが、平成22年度、平成23年度は約13日／月と見込みを大きく下回っています。利用者数、利用日数の推移は、年度によって増減する結果となっています。

・就労移行支援については、利用者数、利用日数ともに増加傾向で、計画値を大きく上回る結果となっています。これは、近隣のサービス提供事業所が増えたことが要因だと考えられます。

・就労継続支援については、A型は平成21年度以降利用実績がありませんでしたが、B型は利用者数、利用日数ともに増加しており、おおむね計画どおりの結果となっています。

### 3 居住系サービスの利用実績

#### (1) 施設入所サービスの利用実績

##### 施設入所サービスの利用実績

(単位：実人数／月)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
新体系	計画	30	36	51
	実績	26	29	45
旧体系	計画	33	27	12
	実績	40	32	18
合計	計画	63	63	63
	実績	66	61	63

・施設入所サービスについては、旧体系入所施設の新体系への移行が進むなかで、新体系の利用者数は増加し、旧体系の利用者数は減少しています。利用者数の推移は、おおむね計画どおりの結果となっています。

## (2) グループホーム・ケアホームの利用実績

グループホーム・ケアホームの利用実績

(単位：人／月)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
グループホーム ・ケアホーム	計画	17	25	33
	実績	15	17	18

・グループホーム・ケアホームについては、計画値と比較すると緩やかな増加傾向となっています。

## 4 指定相談支援の利用実績

(単位：実人／月)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
指定相談支援	計画	3	4	5
	実績	0	2	1

・指定相談支援（サービス利用計画作成）は、現状ではあまり利用されていません。サービス利用計画については全国的に利用が低迷しており、その理由としては施設入所から地域生活に移行する場合や退院する場合に家族の疾病などを理由とする利用の制限が設定されていることなどが考えられます。



## 5 地域生活支援事業の利用実績

地域生活支援事業の利用実績は次のとおりです。

### (1) 相談支援事業

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	計画	1箇所	1箇所	1箇所
	実績	2箇所	1箇所	1箇所
地域自立支援協議会	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
市町村相談支援機能強化事業	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

- ・障害者相談支援事業及び市町村相談支援機能強化事業は、地域活動支援センターⅠ型（医療法人静和会 地域生活支援センターゆりの木）に委託して行なっています。
- ・地域自立支援協議会は、平成20年4月1日に山武圏域（2市4町）の共同で設置されました。
- ・成年後見制度利用支援事業は、申立に対する相談・手続きへの支援を行い成年後見制度の利用の支援を行っています。
- ・このほかに、千葉県では障害福祉圏域ごとに中核地域生活支援センターが設置され障害者、高齢者、児童についての相談支援を行なっています。

### (2) コミュニケーション支援事業

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
手話通訳者等派遣事業	計画	50回	50回	50回
		実利用者 7人	実利用者 7人	実利用者 7人
	実績	45回	37回	13回
		実利用者 6人	実利用者 7人	実利用者 7人
手話通訳者設置事業	計画	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人

- ・手話通訳者等派遣事業については、利用者数は計画どおりでしたが、派遣回数には減少傾向で計画値を下回る結果となっています。

## (3) 日常生活用具給付事業

(単位：件)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
介護訓練支援用具	計画	5	5	5
	実績	1	4	6
自立生活支援用具	計画	8	8	8
	実績	21	8	8
在宅療養支援用具	計画	11	11	11
	実績	6	8	8
情報・意思疎通支援用具	計画	7	7	7
	実績	9	13	2
排せつ管理支援用具	計画	894	934	974
	実績	896	891	934
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画	2	2	2
	実績	2	1	3

・「介護訓練支援用具」、「排せつ管理支援用具」、「居宅生活動作補助用具」については、おおむね計画どおりの結果となっています。

・「自立生活支援用具」については、平成21年度は計画値を大きく上回る利用がありました。平成22年度と平成23年度は計画どおりの結果となっています。

・「在宅療養支援用具」については、ほぼ横ばいで推移しており、計画値より下回る結果となっています。

・「情報・意思疎通支援用具」については、平成21年度と平成22年度は計画値を大きく上回る利用がありました。平成23年度は計画値を下回る結果となっています。

## (4) 移動支援事業

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
移動支援事業	計画	1,150時間	1,300時間	1,450時間
		実利用者 15人	実利用者 17人	実利用者 19人
	実績	1,126.5時間	1,208.5時間	1,300時間
		実利用者 14人	実利用者 13人	実利用者 18人

・移動支援事業については、おおむね計画どおりの利用がありました。利用者のうち視覚障害者については、平成23年10月1日から移動支援事業から訪問系サービスの同行援護に移行となりました。

## (5) 地域活動支援センター（機能強化）事業

(単位：箇所)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター機能強化事業	計画	1	1	1
	実績	2	1	1
地域活動支援センターI型	計画	1	1	1
	実績	2	1	1

・地域活動支援センター（機能強化）事業については、山武圏域内1箇所に委託し実施しました。

## (6) その他の事業

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
日中一時支援事業	計画	800回	800回	800回
	実績	1,092回	524回	550回
自動車運転免許取得費 ・改造費助成事業	計画	2件	2件	2件
	実績	2件	2件	2件
知的障害者職親委託制度	計画	8人	8人	8人
	実績	7人	7人	7人

・日中一時支援事業については、平成21年度は見込みを上回る利用がありました。その後、市内及び近隣市町に日中活動系サービス事業所が出来たことに伴い、日中一時支援事業から日中活動サービス系事業所の利用が増えたため、利用者数減の傾向にあります。

・自動車運転免許取得費・改造費助成事業及び知的障害者職親委託制度については、計画どおりの利用がありました。

## 第5章 障害福祉サービス等の充実による 地域移行・就労移行等の目標

本計画では、厚生労働省告示『基本的な指針』に沿って、障害者の地域移行や就労移行等についての平成26年度における目標を次のとおり設定します。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 福祉施設から一般就労への移行

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### (1) 目標設定の考え方

入所施設に入所している障害のある人が、自立訓練等のサービスを利用することで、グループホームやケアホーム、一般住宅等で地域生活に移行できるようになることを目指します。

本市では、平成26年度末までに10人の施設入所者が地域生活へ移行するとともに、平成26年度末での施設入所者数が、平成17年10月1日時点と比較して7人減少することを目標とします。

#### (2) 数値目標

項目	数値	備考
平成17年10月1日時点 の施設入所者数(A)	64人	
平成27年3月末時点 の施設入所者数(B)	57人	
削減見込(A-B)	7人	差し引き減少見込
地域生活へ移行する人数	10人	施設入所からケアホーム・グループホーム等へ移行する人数

### (3) 目標達成に向けた取組みの方向性

施設に入所している障害のある人が地域生活に円滑に移行するためには、地域で生活を支える体制づくりが重要です。

障害者グループホーム支援ワーカーや相談支援事業者、関係機関と連携・協力して、障害のある人に対する相談支援体制の充実を図ることで地域生活への移行を促進します。

また、グループホームやケアホームなどの居住場所の確保や訪問系・日中活動系サービスの提供体制の充実、就労・雇用の課題への取り組み、地域住民の障害のある人に対する理解促進・偏見を解消する啓発活動等にも積極的に取り組んでいきます。

施設入所者が地域生活に移行した場合の主な居住の場となるグループホーム・ケアホームの利用者等やグループホーム・ケアホームの実施事業者への必要な支援をします。

- ・ 障害者グループホーム支援ワーカーとの連携・活用
- ・ 障害者グループホーム等に対する運営費補助事業の実施
- ・ 障害者グループホーム等入居者に対する家賃補助事業の実施

## 2 福祉施設から一般就労への移行

### (1) 目標設定の考え方

地域で自立した生活をするうえで、“職業を持つ”“生活の糧を得る術をもつ”ことはとても重要なことです。

働くことへの意欲を高め、希望する人が個々の状況に応じて就職できることを目指し、福祉施設等における支援の質・量の両面での充実など、一般就労に必要な多くの課題に取り組むことにより、目標年度の平成26年度に5人の福祉施設利用者が、就労移行支援事業等を通じて一般就労することを目標とします。

### (2) 数値目標

項目	数値	備考
平成17年度の年間の一般就労移行者	2人	平成17年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数
平成26年度の年間の一般就労移行者数	5人	平成26年度に就労移行支援事業等を通じて福祉施設から一般就労に移行する人の数

### (3) 目標達成のための取組みの方向性

就労の支援・促進については市単独では十分な体制が整えられないため、自立支援協議会、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して地域での就労支援ネットワークの実現・就労後のフォロー体制の整備を目指します。

また、特別支援学校などへの各種の情報提供や協力を努めるほか、障害のある人の雇用について理解促進が図れるよう、民間事業所などに対する啓発活動や障害者雇用に関する制度の周知を強化します。

# 第6章 障害福祉サービス・相談支援のサービス 見込量とその確保のための方策

## 1 指定障害福祉サービス・指定相談支援の見込量

第3期計画における指定障害福祉サービス及び指定相談支援のサービス見込量については、第2期計画での障害福祉サービス等の利用実績を踏まえて推計したものです。

下図に障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの類型を示します。

障害福祉サービスの類型

	訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス
介護給付	居宅介護	生活介護	施設入所支援
	同行援護	短期入所	ケアホーム (共同生活介護)
	重度訪問介護	療養介護	
訓練等給付	行動援護	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	グループホーム (共同生活援助)
		就労移行支援	
		就労継続支援(A型・B型)	

## (1) 訪問系サービス

## ① 居宅介護（ホームヘルプ）

サービス名	計 画 値			単位
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
居宅介護	944	1,072	1,200	時間/月
	59	67	75	実人/月

「居宅介護」は、障害者に、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護などを行うサービスです。

サービス見込量は、平成26年度において実人数で75人/月、1月当たり延べ1,200時間の利用を見込んでいます。

## ② 重度訪問介護

サービス名	計 画 値			単位
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
重度訪問介護	30	30	45	時間/月
	2	2	3	実人/月

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者であって常に介護を必要とする者に、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

サービス見込量は、平成26年度において実人数で3人/月、1月当たり延べ45時間の利用を見込んでいます。

## ③ 行動援護

サービス名	計 画 値			単位
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
行動援護	2	2	4	時間/月
	1	1	2	実人/月

「行動援護」は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な者に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行うサービスです。

サービス見込量は、平成26年度において実人数で2人/月、1月当たり延べ4時間の利用を見込んでいます。



## ④ 同行援護

サービス名	計 画 値			単 位
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
同行援護	126	154	182	時間/月
	9	11	13	実人/月

「同行援護」は、平成23年10月に創設されたサービスで、視覚障害により移動に著しい困難を有する者につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護など外出する際に必要な援助を行うものです。

サービス見込量は、平成26年度において実人数で13人/月、1月当たり延べ182時間の利用を見込んでいます。

## ⑤ 重度障害者等包括支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
重度障害者等包括支援	0	0	0	時間/月
	0	0	0	実人/月

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い者に、居宅介護等のサービスを包括的に行うサービスです。

サービス見込量については、現在当該サービスを提供する事業所が千葉県内にないことから見込めません。

## (2) 日中活動系サービス

## ① 生活介護

サービス名	計 画 値			単 位
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
生活介護	1,654	1,664	1,674	延人日/月
	82	83	84	実人/月

「生活介護」は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障害者に対して、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護等を実施するサービスです。

サービス見込量は、平成26年度において実人数で84人/月、1月当たり延べ1,674人日の利用を見込んでいます。

## ② 療養介護

サービス名	計 画 値			単位
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
療養介護	122	122	122	延人日/月
	4	4	4	実人/月

「療養介護」は、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な障害者に対して、医療機関において、病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護を提供、日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護、訓練等を実施するサービスです。

サービス見込量は、平成26年度において実人数4人/月、1月当たりの延利用日122人日の利用を見込んでいます。

## ③ 短期入所

サービス名	計 画 値			単位
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
短期入所	264	308	341	延人日/月
	24	28	31	実人/月

「短期入所」は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者等に対し、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供するサービスです。

サービス見込量は、平成26年度において実人数にして31人/月、1月当たりの延利用日で341人日の利用を見込んでいます。

## ④ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービス名	計 画 値			単位
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
自立訓練 （機能訓練）	64	64	80	延人日/月
	4	4	5	実人/月
自立訓練 （生活訓練）	52	65	65	延人日/月
	4	5	5	実人/月

「自立訓練（機能訓練）」は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障害者に対して、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を実施するサービスです。

「自立訓練（生活訓練）」は、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対して、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を実施するサービスです。

平成26年度において、「機能訓練」実人数5人／月、1月当たりの延利用日80人日、「生活訓練」5人／月、65人日の利用を見込んでいます。

#### ⑤ 就労移行支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
就労移行支援	352	416	480	延人日／月
	22	26	30	実人／月

「就労移行支援」は、一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った就労が見込まれる65歳未満の障害者に対して、一般就労等への移行に向けての事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援、これらを通じ、適性に合った職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練、指導を実施するサービスです。

サービス見込量は、平成26年度の実人数で30人／月、1月当たりの延利用日で480人日の利用を見込んでいます。

## ⑥ 就労継続支援（A型・B型）

サービス名	計 画 値			単位
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
就労継続支援 （A型）	88	110	132	延人日／月
	4	5	6	実人／月
就労継続支援 （B型）	936	1,026	1,098	延人日／月
	52	57	61	実人／月

「就労継続支援（A型）」は、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる利用開始時に65歳未満の者に対して、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供を行う事業です。

「就労継続支援（B型）」は、就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者など、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者に対して、雇用契約は締結しない就労や生産活動の機会の提供、工賃の支払い目標を設定して額のアップを図るための事業です。

平成26年度において、「就労継続支援（A型）」実人数6人／月、1月当たりの延利用日132人日、「就労継続支援（B型）」61人／月、1,098人日の利用を見込んでいます。

## 【参考：旧児童デイサービス】

障害児を対象とした療育については、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスとして実施してきましたが、平成24年度より、児童福祉法に基づく障害児通所支援の「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として実施されることとなります。

よって、障害者自立支援法に基づく位置付けではなくなるため、本計画での見込みは行わないこととします。

### (3) 居住系サービス

#### ① 施設入所支援

サービス名	計 画 値			単位
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
施設入所支援	61	59	57	実人/月

「施設入所支援」は、夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者に対して、夜間における入浴、排せつ又は食事の介護等を提供することを目的として、障害者支援施設において、必要な介護、支援等を実施するサービスです。

サービス見込量としては、平成26年度において実人数57人/月規模を見込んでいます。

#### ② グループホーム・ケアホーム

サービス名	計 画 値			単位
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
グループホーム ・ケアホーム	21	24	27	実人/月

「グループホーム」は、就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している障害のある人であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者に対して、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整を目的として、必要な支援等を実施するサービスです。

「ケアホーム」は、生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障害のある人に対して、食事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整を目的として、必要な介護、支援等を実施するサービスです。

サービス見込量としては、グループホーム・ケアホームの両事業を合わせ、平成26年度において実人数27人/月規模を見込んでいます。

## (4) 相談支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
計画相談支援	100	200	400	実人/年
地域相談支援 (地域移行支援)	5	5	5	実人/月
地域相談支援 (地域定着支援)	5	5	5	実人/月

「計画相談支援」は、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての方を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画（案）を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検討及び見直し（モニタリング）を行うサービスです。

サービス見込量としては、平成26年度において実人数400人/年を見込んでいます。

「地域相談支援（地域移行支援）」は、平成24年4月より個別給付化されるサービスで、障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院等に入院している精神障害のある人を対象に、地域の生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行うものです。

サービス見込量としては、平成26年度において実人数5人/月を見込んでいます。

「地域相談支援（地域定着支援）」は、平成24年4月より個別給付化されるサービスで、施設や病院から地域の生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人などに対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や訪問等の対応を行うものです。

サービス見込量としては、平成26年度において実人数5人/月を見込んでいます。

## 2 サービスを確保するための方策

### (1) 訪問系サービス

施設入所や入院から地域生活への移行、家族の高齢化（家庭の介護力の低下）等により、今後も訪問系サービスを必要とする方の増加が予想されます。

そこで、事業者に対して広く情報提供を行うなど、訪問系サービス事業者の参入促進を図ることにより、必要なサービス見込み量の確保に努めます。

また、障害の特性を十分理解し、適切に対応できるヘルパーの養成・確保も重要であることから、千葉県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、サービスの質の向上を図ります。

### (2) 日中活動系サービス

障害のある人が地域で自立した生活をするためには、日中の活動の場が充実していることも重要な位置づけとなっています。

福祉サービス利用に関するニーズを把握するとともに、事業者に対する国や千葉県などの支援策の周知や新規参入の促進により、充実したサービス提供体制の確保に努めます。

### (3) 居住系サービス

施設入所者の地域生活への移行を推進する必要がある一方で、現実として相当数の待機者（施設入所を希望する方）がいることに鑑み、真に施設入所支援を必要としている方がその支援を受け、結果として待機者が縮減するように努めます。

グループホーム・ケアホームは、施設入所者や入院している精神障害のある方が地域生活へ移行するための受け皿として必要なのはもちろんですが、現在地域で生活している障害のある人やその家族の高齢化等による需要も増加が予想されます。

グループホーム・ケアホームの設置を促進するため、障害のある方に対する誤解・偏見が生じないように、障害に対する正しい理解や知識についての啓発を図るとともに、障害者グループホーム支援ワーカーや事業者と連携して需要の把握やサービス提供体制の充実に努めます。

#### (4) 相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての方がサービス等利用計画の対象者となることから指定特定相談支援事業者の確保と適切な計画の作成のため事業者との連携の強化に努めます。

施設入所や入院から地域生活への移行や地域生活の安定のための地域相談支援を行う指定一般相談支援事業者の確保に努めます。



## 第7章 地域生活支援事業

### 1 概要

障害者自立支援法では、介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービスに加え、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業（以下「地域生活支援事業」という。）の実施を定めています。

市町村の行うべき地域生活支援事業としては、障害のある人やその保護者又は介護者からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供を行う事業、成年後見制度の利用を支援する事業、手話通訳者等の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付、障害のある人の移動を支援する事業及び創作的活動等の機会提供を行う事業が必須事業として定められています。

その他に市の判断や工夫により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施します。

### 2 事業の種類

#### ・市町村が行う地域生活支援事業（障害者自立支援法第77条）

- （1）相談支援事業
- （2）成年後見制度利用支援事業
- （3）コミュニケーション支援事業
- （4）日常生活用具給付等事業
- （5）移動支援事業
- （6）地域活動支援センター事業
- （7）その他の事業

※ このうち、（1）～（6）は必須事業です。

### 3 各事業のサービス見込量とその確保のための方策

#### (1) 相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の支援、権利擁護のために必要な支援を行ないます。

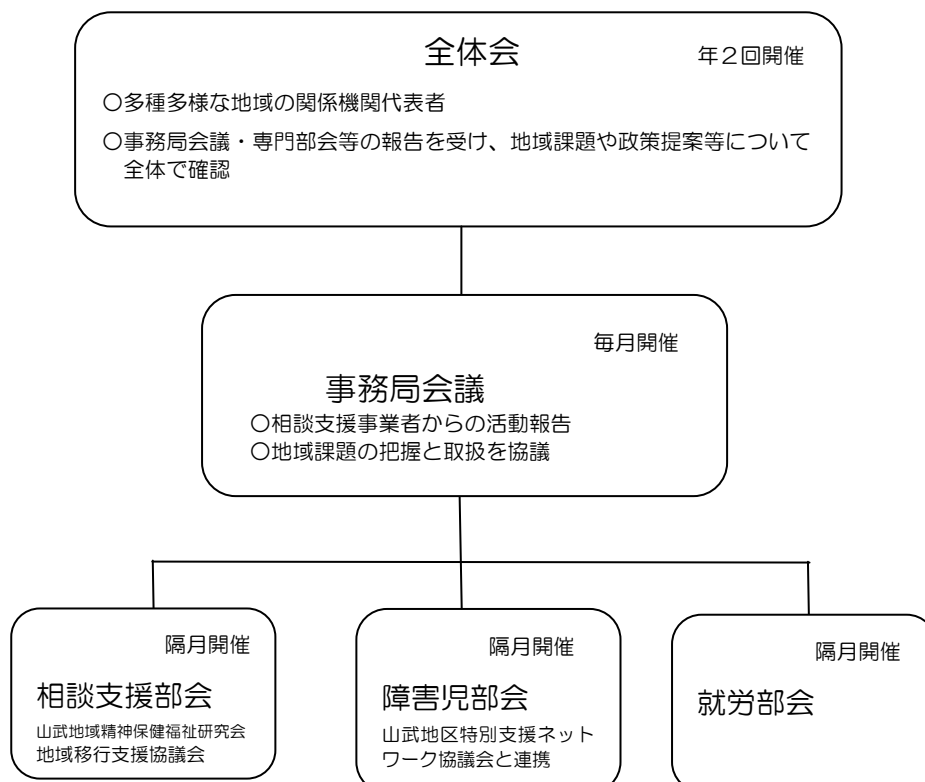
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	1箇所	1箇所	1箇所
地域自立支援協議会	実施	実施	実施
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	実施

#### 見込量を確保するための方策

- ・ 障害者相談支援事業及び市町村相談支援機能強化事業については、地域活動支援センター I 型に委託して実施します。
- ・ 地域自立支援協議会については、地域で障害者を支えるネットワークの構築をめざし、山武圏域の2市4町（東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町）で平成20年4月1日に共同設置しました。その構成は、福祉サービス提供事業者、教育、医療等の関連する分野の関係者から組織しています。

相談支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として運営の活性化に努めます。

#### 山武圏域地域自立支援協議会イメージ



## (2) 成年後見制度利用支援事業

知的障害又は精神障害により判断能力が十分でない状態にある方に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	実利用見込者 0人	実利用見込者 1人	実利用見込者 1人

### 見込量を確保するための方策

- ・関係機関と連携するなどし、成年後見制度を周知し、支援していきます。

## (3) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣するなどしてコミュニケーションの円滑化を図ります。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者等派遣事業	35回	35回	35回
	実利用見込者 7人	実利用見込者 7人	実利用見込者 7人
手話通訳者設置事業	1人	1人	1人

### 見込量を確保するための方策

- ・手話通訳者や要約筆記者の派遣事業及び手話通訳者設置事業は、引き続き適切な技術を持つ者の派遣・設置に努めます。

## (4) 日常生活用具給付事業

障害者等の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付します。

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	10	10	10
在宅療養等支援用具	5	6	7
情報・意思疎通支援用具	11	11	11
排せつ管理支援用具	894	904	914
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	3	3	3

- ・介護・訓練支援用具・・・特殊寝台、特殊マット等
- ・自立生活支援用具・・・入浴補助用具、歩行支援用具等
- ・在宅療養等支援用具・・・電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等
- ・情報・意思疎通支援用具・・・点字器、聴覚障害者用通信装置、拡大読書器等
- ・排せつ管理支援用具・・・ストマ用装具、紙おむつ等
- ・居宅生活動作補助用具・・・段差解消や手すり等の設置をする改修費の一部助成

### 見込量を確保するための方策

- ・利用実績及び利用の増加率をもとに、適正な予算の確保に努めます。

### (5) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害者等を対象に、外出のための支援を行なうことで、障害者の自立生活及び余暇活動等の社会参加を促します。

障害者と支援者の1人対1人による「個別支援型」と、同時に複数の移動困難者を支援する「複数（グループ）支援型」があります。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	1,000時間	1,000時間	1,000時間
	実利用見込者 15人	実利用見込者 15人	実利用見込者 15人

### 見込量を確保するための方策

- ・利用実績をもとに、適正な予算の確保に努めます。

### (6) 地域活動支援センター（機能強化）事業

地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進など多様な活動の場を設ける事業です。この事業を通じて障害者等の地域生活の内容の充実を図ることを目指します。

#### ① 地域活動支援センターⅠ型（1日当たりの実利用人員が概ね20名以上）

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とします。

#### ② 地域活動支援センターⅡ型（1日当たりの実利用人員が概ね15名以上）

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

#### ③ 地域活動支援センターⅢ型（1日当たりの実利用人員が概ね10名以上）

地域の障害者等のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業です。

(単位：箇所)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター機能強化事業	1	1	1
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型	—	—	—
地域活動支援センターⅢ型	—	—	—

**見込量を確保するための方策**

・地域活動支援センター事業は、山武圏域（2市4町）の共同で医療法人静和会地域生活支援センターゆりの木に委託して行います。

**(7) その他の地域生活支援事業**

任意事業として本市が実施する地域生活支援事業は、次のとおりです。

**① 日中一時支援事業**

在宅で介護している家族の急用や一時的な休息のため、また日中活動の場や放課後対策として、障害者又は障害児を一時的に預かり、必要な支援を行い、家族の介護負担の軽減等を図ります。

(単位：回)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	600	600	600

**② 自動車運転免許取得費・改造費助成事業**

障害のある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	2	2	2

**③ 知的障害者職親委託制度**

知的障害者を一定期間、知的障害者の更生に熱意のある事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
知的障害者職親委託制度	7	7	7

**④ 移動入浴サービス事業**

家庭において自力あるいは家族のみでは入浴困難な方に対して、訪問により入浴サービスを提供します。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動入浴サービス事業	2	2	2

**見込量を確保するための方策**

- ・各事業とも利用実績をもとに、適正な予算の確保に努めます。

## 第8章 計画の推進のために

### 1 計画達成状況の点検及び評価

本計画の進行管理を適正に行うため、各年度において目標の達成状況を点検・評価し、その結果を踏まえて必要な対応を図ります。

また、山武圏域地域自立支援協議会においても、計画の推進に必要な事項の検討を行います。

### 2 関係機関等との連携

山武圏域地域自立支援協議会をはじめ、保健・医療・就労・教育などの関係機関等との連携を図り、幅広い協力体制を得ながら計画を推進していきます。

また、専門的・広域的な対応が望ましい施策については、千葉県及び山武圏域の市町と連携・協力して取り組むことで、より効果的な推進を図ります。





# 資料編

# 身体障害者手帳の所持状況

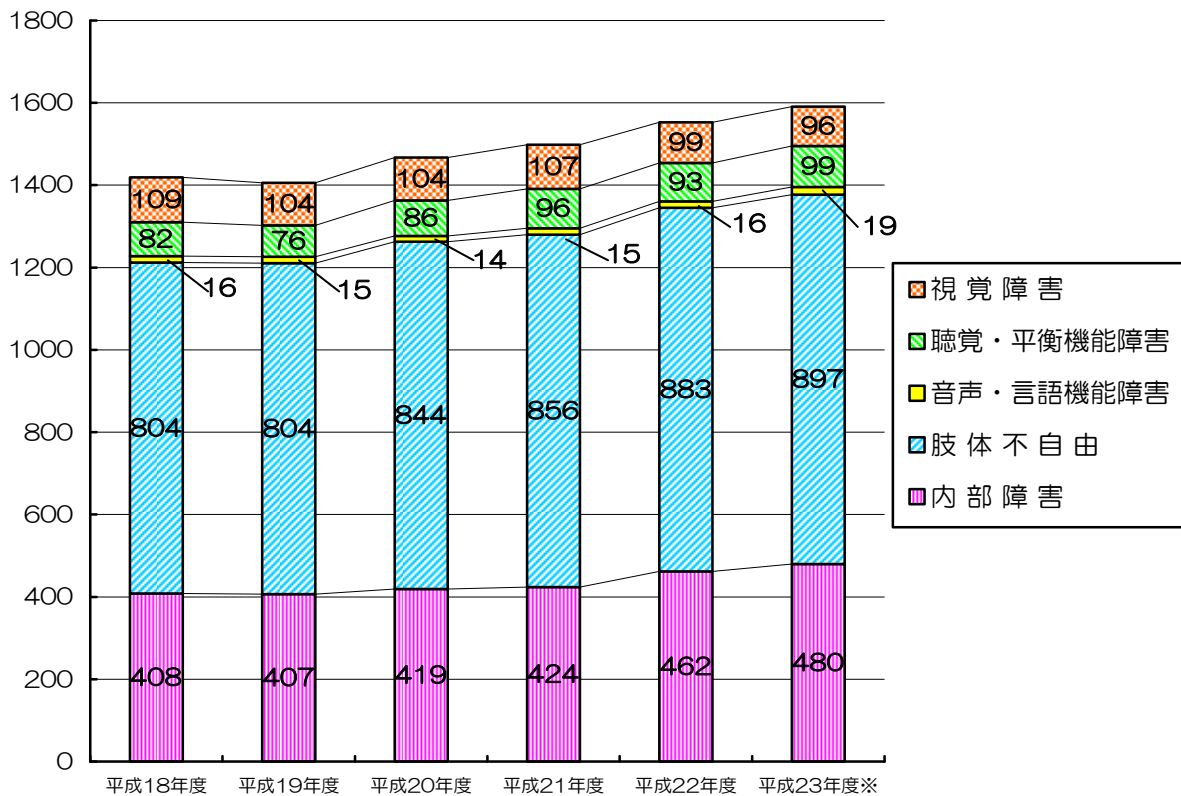
## ●障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

各年度末現在（人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度※
視 覚 障 害	109	104	104	107	99	96
聴覚・平衡機能障害	82	76	86	96	93	99
音声・言語機能障害	16	15	14	15	16	19
肢体不自由	804	804	844	856	883	897
内 部 障 害	408	407	419	424	462	480
計	1,419	1,406	1,467	1,498	1,553	1,591

※平成 23 年度については、平成 24 年 1 月末現在

（単位：人）



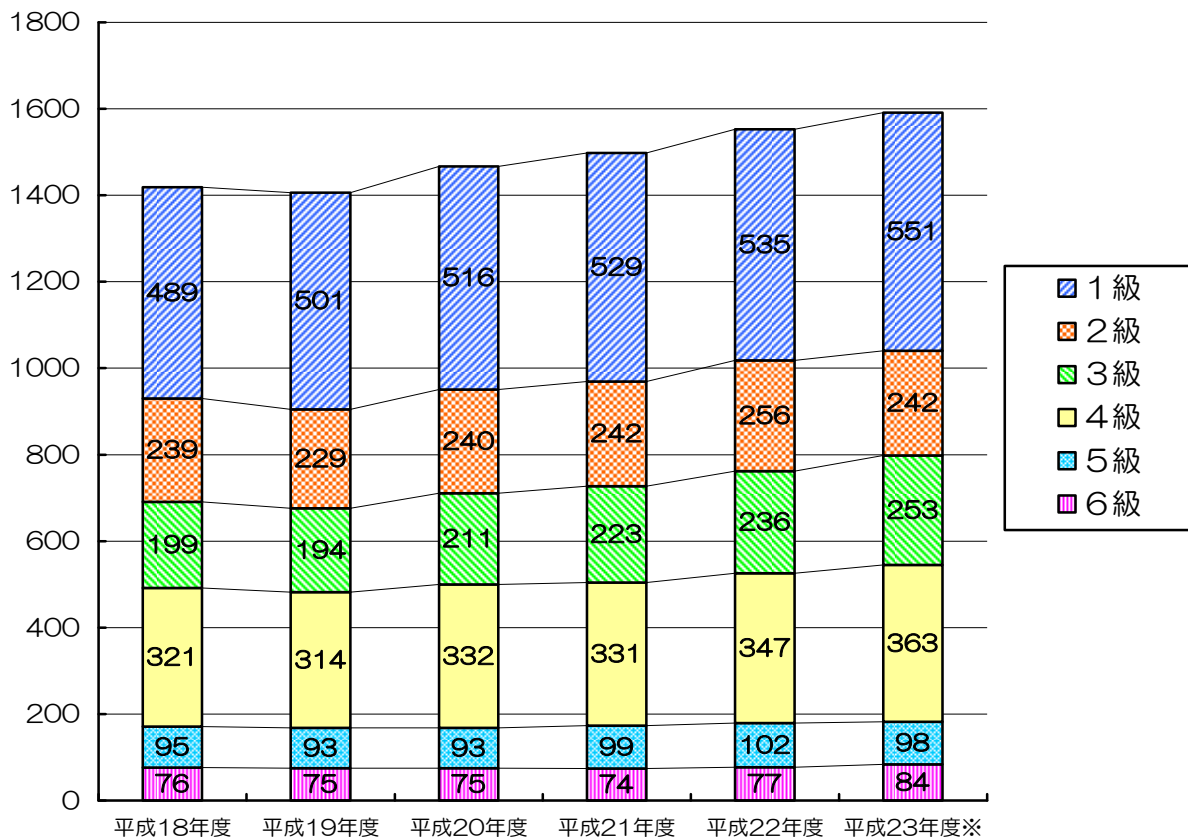
## ●等級別身体障害者手帳所持者数の推移

各年度末現在（人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度※
1 級	489	501	516	529	535	551
2 級	239	229	240	242	256	242
3 級	199	194	211	223	236	253
4 級	321	314	332	331	347	363
5 級	95	93	93	99	102	98
6 級	76	75	75	74	77	84
計	1,419	1,406	1,467	1,498	1,553	1,591

※平成 23 年度については、平成 24 年 1 月末現在

（単位：人）

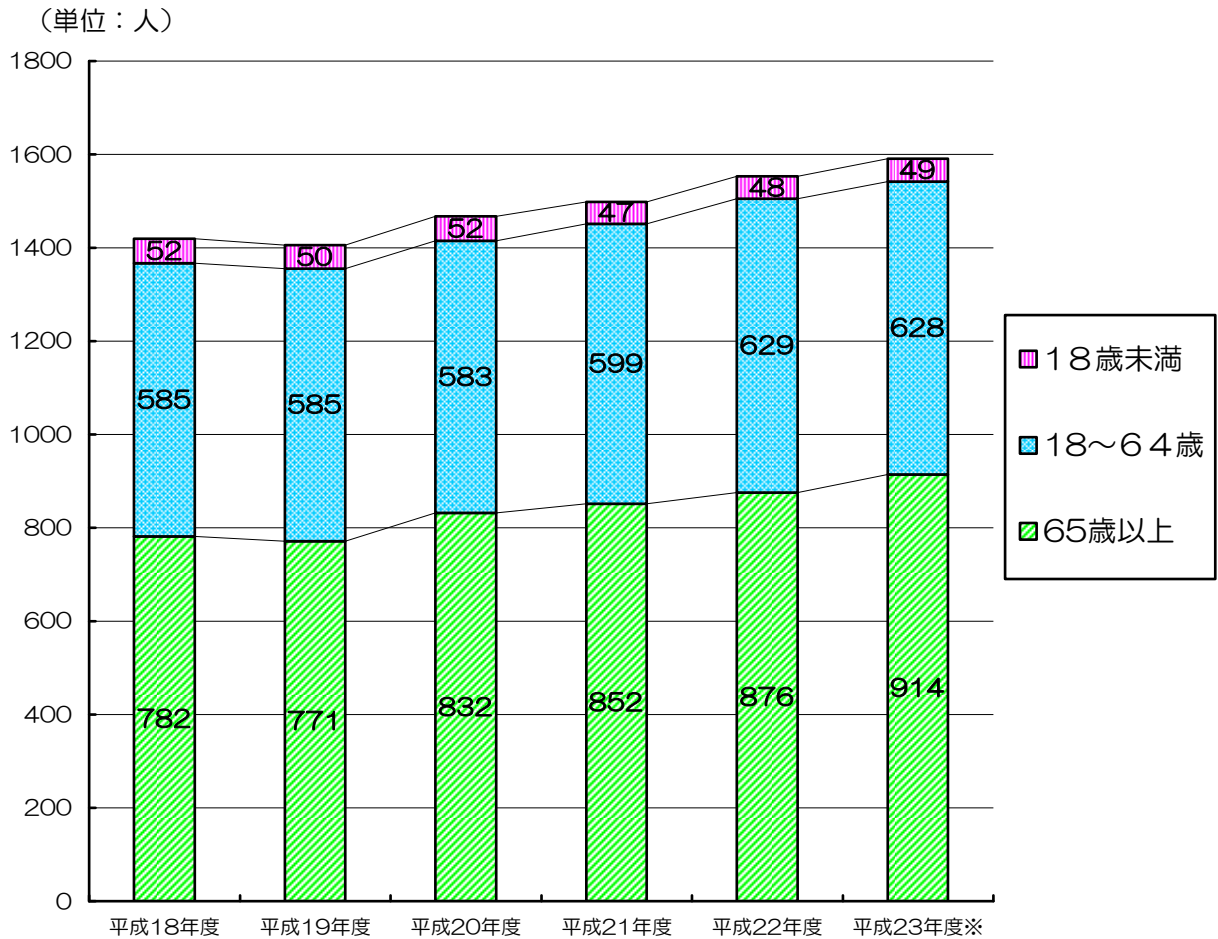


## ●年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

各年度末現在（人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度※
18歳未満	52	50	52	47	48	49
18～64歳	585	585	583	599	629	628
65歳以上	782	771	832	852	876	914
計	1,419	1,406	1,467	1,498	1,553	1,591

※平成 23 年度については、平成 24 年 1 月末現在



# 療育手帳の所持状況

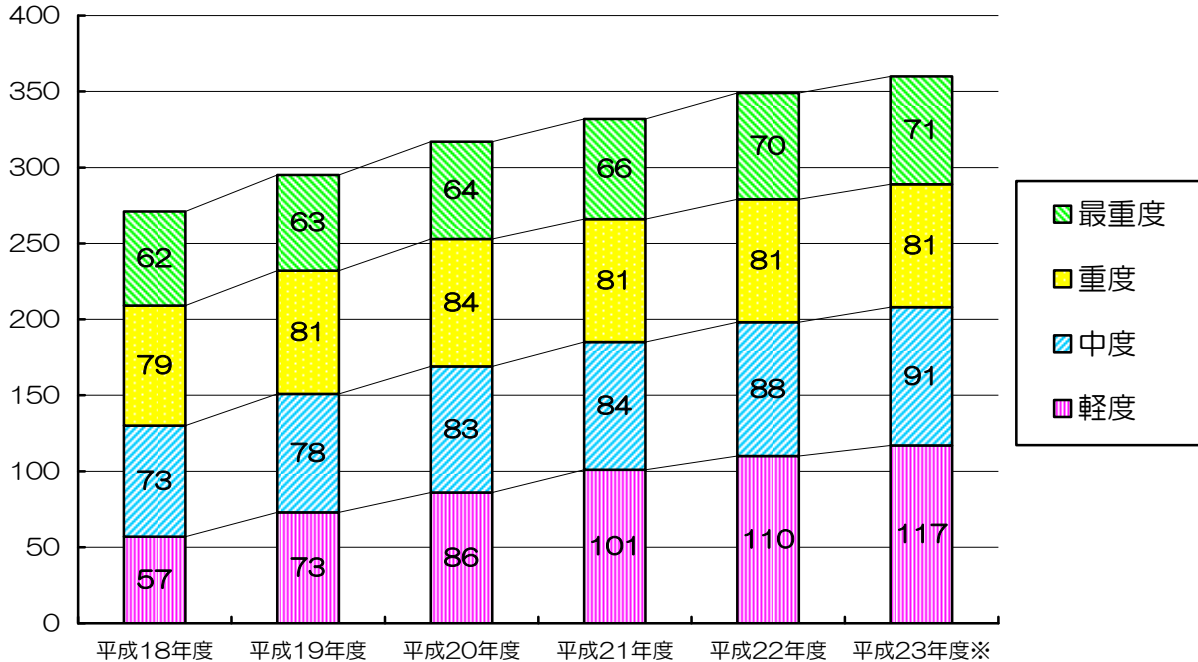
## ●程度別療育手帳所持者数の推移

各年度末現在（人）

		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度※	
最重度	㊤	20		21		22		23		24		26	
	㊤の1	18	62	18	63	18	64	19	66	22	70	23	71
	㊤の2	24		24		24		24		24		22	
重度	Aの1	78		80		83		80		79		78	
	Aの2	1	79	1	81	1	84	1	81	2	81	3	81
中度	Bの1	73		78		83		84		88		91	
軽度	Bの2	57		73		86		101		110		117	
計		271		295		317		332		349		360	

※平成 23 年度については、平成 24 年 1 月末現在

（単位：人）



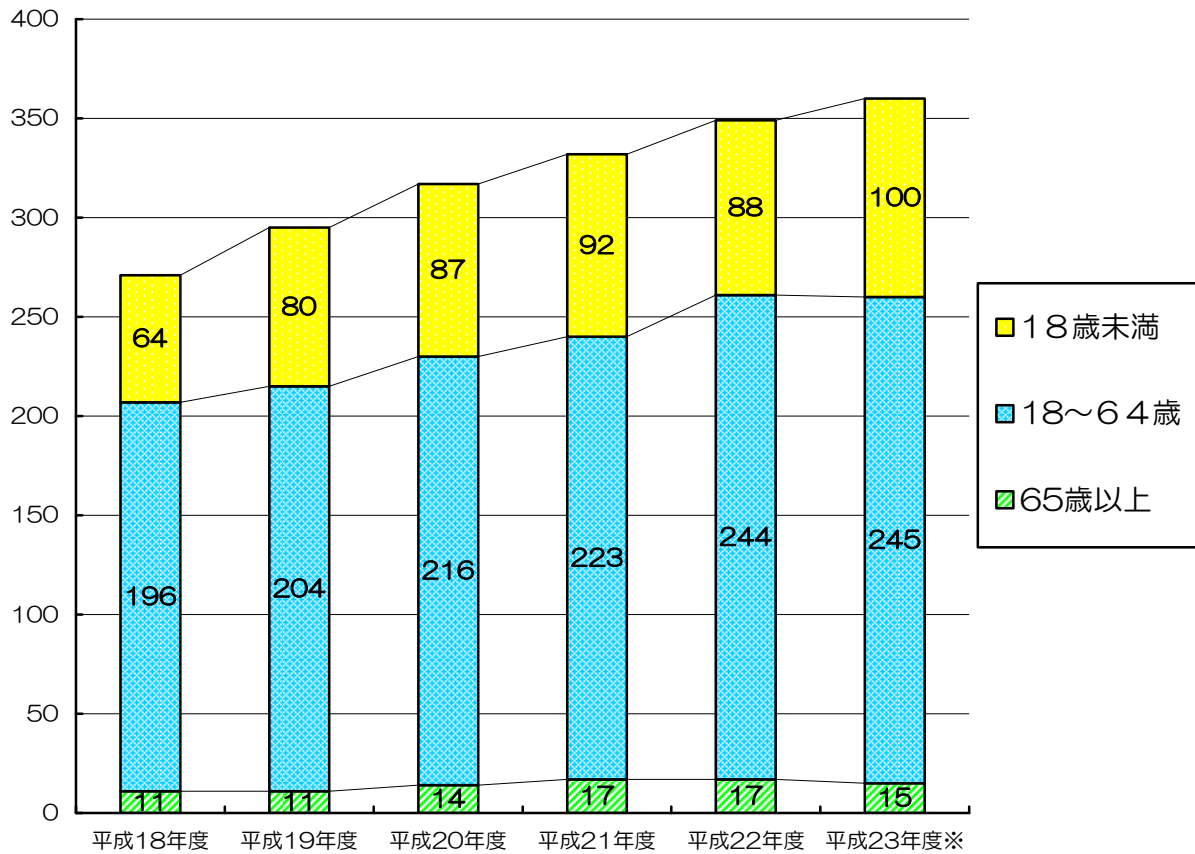
## ●年齢別療育手帳所持者数の推移

各年度末現在（人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度※
18歳未満	64	80	87	92	88	100
18～64歳	196	204	216	223	244	245
65歳以上	11	11	14	17	17	15
計	271	295	317	332	349	360

※平成 23 年度については、平成 24 年 1 月末現在

（単位：人）



# 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

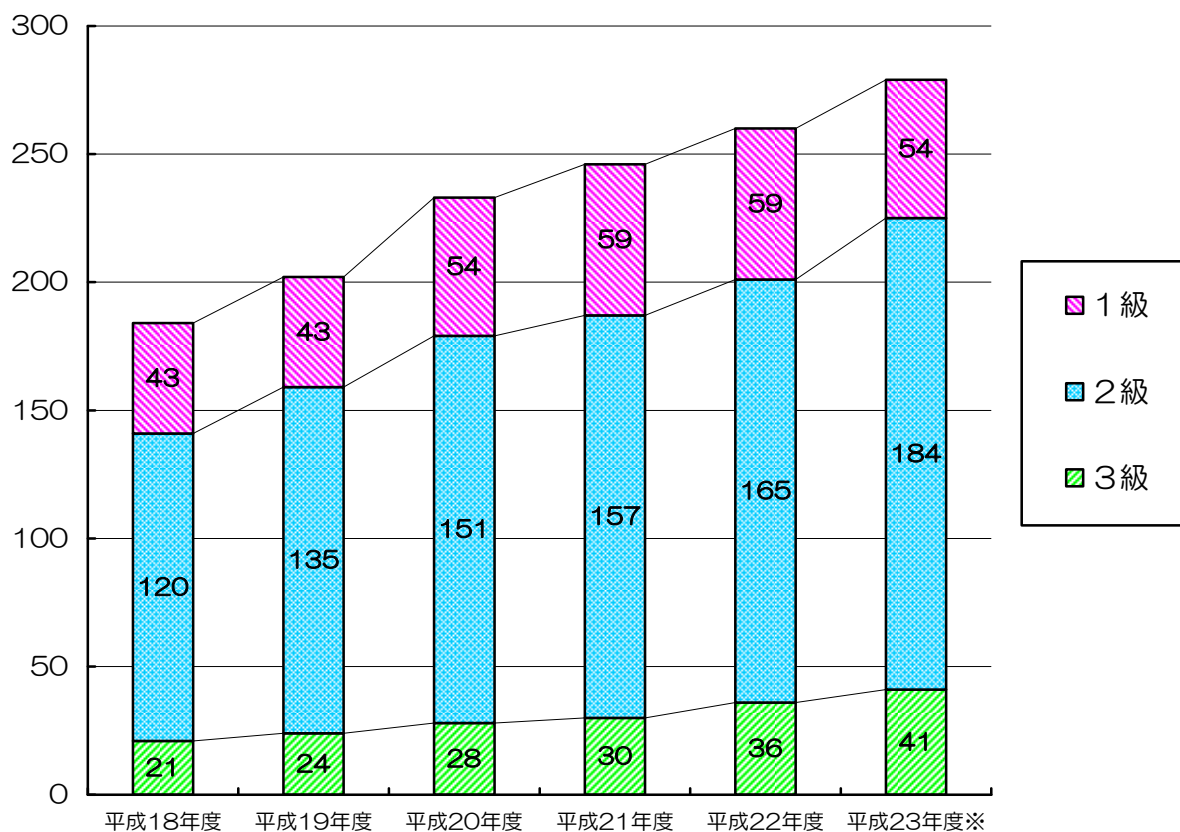
## ●等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

各年度末現在（人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度※
1 級	43	43	54	59	59	54
2 級	120	135	151	157	165	184
3 級	21	24	28	30	36	41
計	184	202	233	246	260	279

※平成 23 年度については、平成 24 年 1 月末現在

（単位：人）

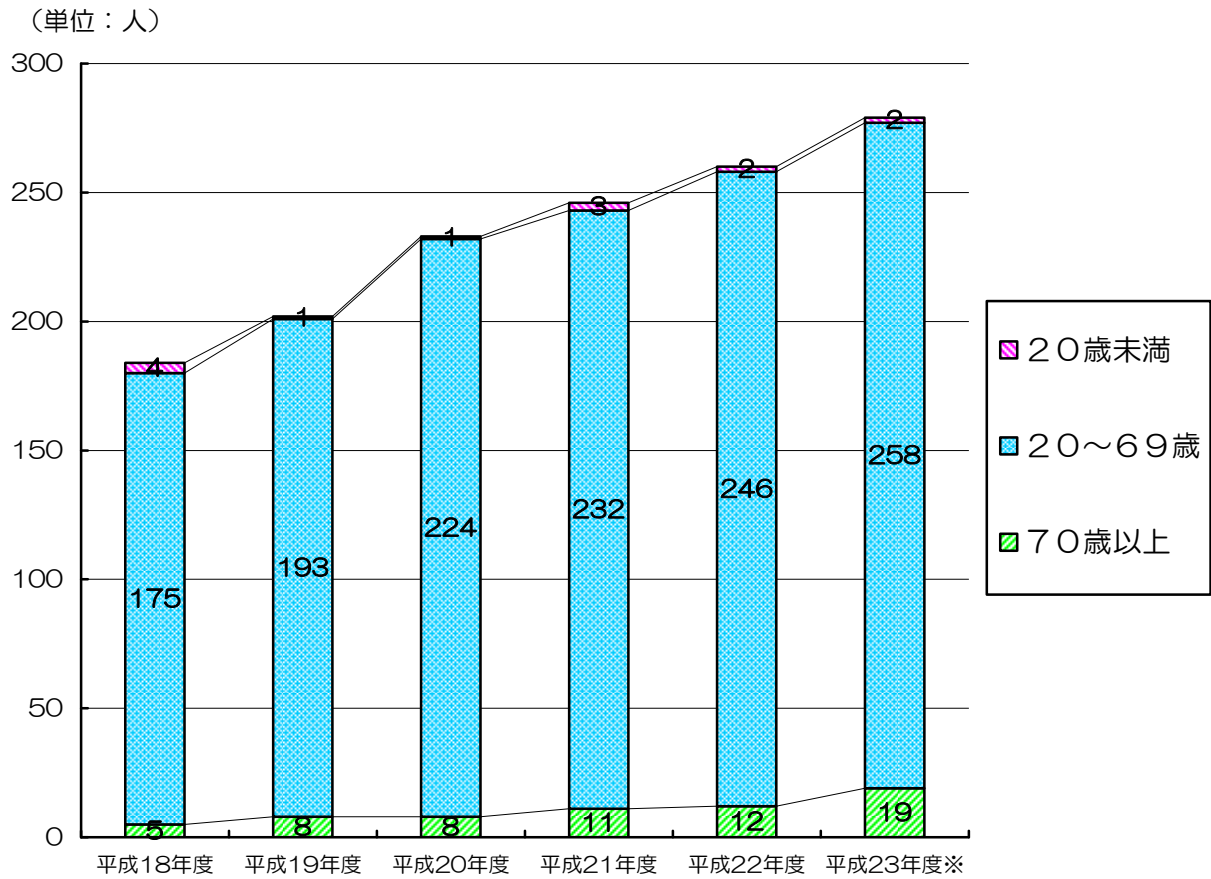


## ●年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

各年度末現在（人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度※
20歳未満	4	1	1	3	2	2
20～69歳	175	193	224	232	246	258
70歳以上	5	8	8	11	12	19
計	184	202	233	246	260	279

※平成 23 年度については、平成 24 年 1 月末現在







### 第3期東金市障害福祉計画

発行年月：平成24年3月

発行・編集：東金市 市民福祉部 社会福祉課

〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1

TEL 0475(50)1167

FAX 0475(50)1232